

みどりの
第五回 茨城県美しい水と里づくり
優良活動表彰事例集

【中山間地域等直接支払制度部門】



【最優秀賞】常陸太田市 町屋集落

茨 城 県

みんなで進めよう
茨城農業改革

第五回茨城県美しい水土里づくり優良活動表彰

～ 中山間地域等直接支払制度部門について ～

■目的

茨城の農村地域では、八溝山や筑波山・霞ヶ浦など豊かな自然環境の中で脈々と農業が営まれ、美しい風景などの資源が継承されてきました。

しかしながら、中山間地域等は、高齢化の進展や担い手の減少などにより、耕作放棄地の増加が懸念されています。

本表彰は、農地や水路・農道等の管理，農業・農村が持つ多面的機能の増進，生産性や収益の向上などについて，優良な取り組みをしている集落を表彰し，茨城の農村の魅力を県内外に発信することを目的としています。

■対象

表彰の対象は，県内で中山間地域等直接支払制度に取り組む集落で，市町村長から推薦を受けた集落です。

■主催

茨城県，全国山村振興連盟茨城県支部

■賞の種類

最優秀賞（茨城県知事賞）1点

特別賞（山村振興連盟茨城県支部長賞）1点

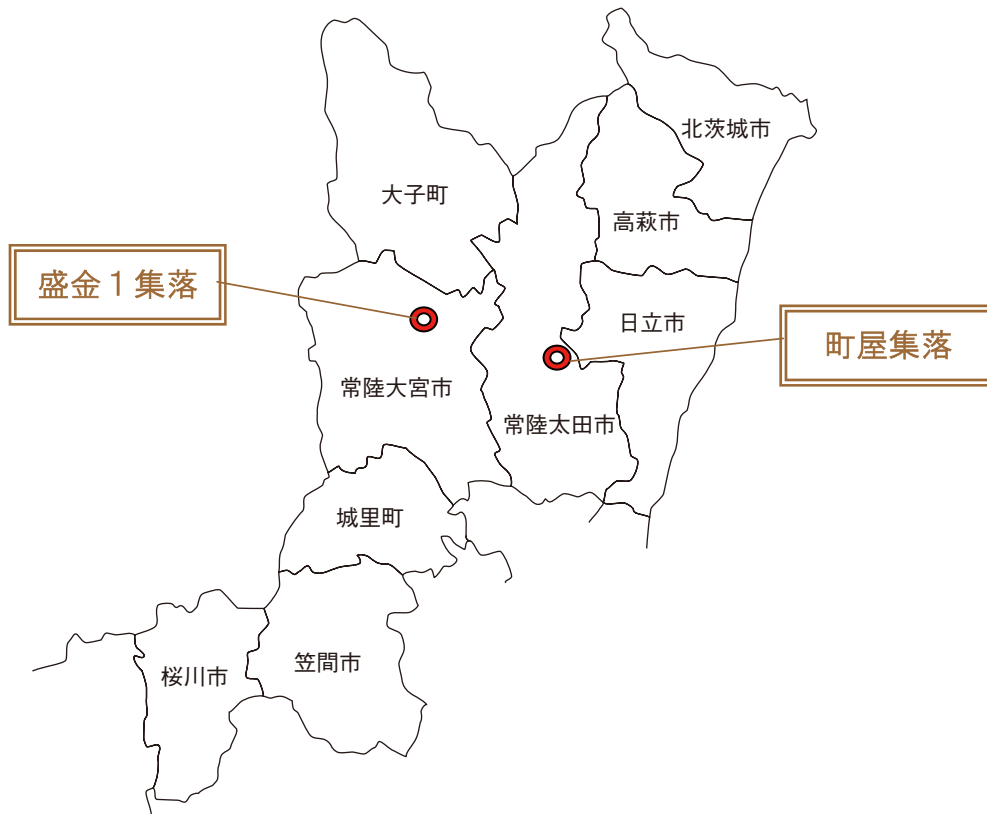


【最優秀賞】常陸太田市 町屋集落



【特別賞】常陸大宮市 盛金1集落

■ 推薦集落の位置図



目次

【最優秀賞】〔茨城県知事賞〕

常陸太田市	まちや 町屋集落	1
-------	-------------	---

【特別賞】〔全国山村振興連盟茨城県支部長賞〕

常陸大宮市	もりがね 盛金1集落	3
-------	---------------	---

これまでの優良活動表彰事例	5
---------------	---

高萩市 秋山上・北方集落, 北茨城市 小木板谷集落, 笠間市 本戸南指原集落
日立市 平山集落, 桜川市 山口集落, 大子町 桜町集落, 城里町 倉見集落

中山間地域等直接支払制度の内容	7
-----------------	---

平成25年度予算概算要求の概要 (農林水産省)	11
-------------------------	----

平成23年度の実施状況	12
-------------	----

注) この事例集の記載内容は, 市町村より提出された推薦書をもとに作成しています。

【最優秀賞】 常陸太田市 ^{まちや} 町屋集落

基盤整備完了後の集落営農組織結成を目指す

集落協定の概要

協定開始年度	平成 13 年度	交付金額 94 万円	個人配分率	60%
協定参加者	48 名（農業者 48 名）		共同取組活動分	40%
協定面積	田 12.1 ha		役員報酬	4%
傾 斜	緩傾斜 1/21 ～ 1/72		体制整備の活動費	4%
交付単価	通常単価		水路・農道管理費	8%
			農地管理費	19%
			その他（繰越含）	5%

集落の活動内容

農用地、水路・農道の管理活動 耕作放棄地の保全管理 田 50a の草刈り 農地法面の定期的点検 各個人が随時管理 水路 2km 共同で年 1 回清掃、 年 1～2 回草刈り 農道 1.2km 共同で年 1～2 回草刈り	多面的機能の増進活動 景観作物の作付け アヤメ・コスモス 2a 特記事項 非農家との連携 非農家 6 名が 農作業サポーターとして 共同活動に参加 基盤整備事業 事業実施のため、現在、 担い手 9 名を確保	生産性・収益向上活動 機械・農作業の共同化 刈払機 6 台の共同利用 を 0.5ha 実施 高付加価値型農業 そば・常陸大黒の試作 集落営農組織の育成 基盤整備に伴う集営農 組織化に向け、取組中 農業の継続困難な 場合の支援体制整備 集落の中で、耕作等の 役割を取り決め
--	--	--

取組に至る経緯

- ・町屋集落は、湿田が多く農作業に大変な労力が必要であり、高齢化に伴い耕作放棄地が増加していた。
また、個人で生産するなど農業生産の話し合いの場がなかった。
- ・将来の農業をどう継続させるか集落で話し合い、平成 13 年度から 46 名の賛同者により、中山間地域等直接支払制度への取組がスタートした。

特徴的な取組

- ・協定地に隣接する耕作放棄地 50a の保全管理として、幅 2～3m の草刈を実施しており、葎の拡大防止、防虫対策に効果を上げている。
- ・アヤメやコスモスを 2a 作付けし、景観の維持に努めている。
- ・集落で刈払機 6 台を所有し、共同利用している。
農作業ができなくなった高齢者の農用地は、共同で草刈を実施し、維持管理している。
- ・基盤整備事業を進めており、事業完了後に集落営農組織を結成することとしている。
また、そば、常陸大黒等を試作し、今後、集落営農で栽培する作物を検討している。



○共同取組活動での用水路の清掃



○隣接する耕作放棄地の管理



○刈払機 6 台の共同利用



○7 月の総会，農業の将来像等を話し合う

取組による成果，今後の課題等

- ・非農家 6 名が農作業サポーターとして共同活動の草刈りに参加した。
農業の多面的機能について話をする事ができた。
- ・役員会，総会，共同活動等を通じ，農業者同士で農業の将来を話し合う場ができた。
- ・今後は新規就農者の確保，集落営農組織結成などにより，農業の継続に努めていく。

【特別賞】 常陸大宮市 ^{もりがね} 盛金1集落

地域ぐるみでイノシシ対策に取り組む

集落協定の概要

協定開始年度	平成 12 年度	交付金額 32 万円	個人配分率	50%
協定参加者	22 名（農業者 22 名）		共同取組活動分	50%
協定面積	田 5.0 ha		役員報酬	6%
傾 斜	緩傾斜 1/50		水路・農道管理費	37%
交付単価	8 割単価		改修費積立	4%
			その他（繰越金）	3%

集落の活動内容

農用地、水路・農道の管理活動 <ul style="list-style-type: none">農地法面の定期的点検 各個人が随時管理鳥獣害防止対策 電気柵を農地 2a に設水路 2.5km 共同で年1回作業 各個人で1ヶ月1回管理農道 1.3km 共同で年2回草刈り 各個人で管理	多面的機能の増進活動 <ul style="list-style-type: none">周辺林地の草刈り 年 1 回 0.5ha 実施景観作物の作付け ヒマワリ・彼岸花等 1ha 特記事項 <ul style="list-style-type: none">集落外との連携 東京都在住の漆芸家と 協力関係を結び、 ウルシを生産	生産性・収益向上活動 <ul style="list-style-type: none">高付加価値型農業 ウルシ生産 ※協定地に隣接する 遊休農用地へ植栽新規就農者の確保 1 名が就農
---	--	--

取組に至る経緯

- ・盛金1集落は、中山間地域特有の傾斜や農地の分断が多く、野生鳥獣による農作物の被害が発生するなど、営農活動が困難なほ場条件である。
- ・平成12年度の第1期対策から、イノシシ被害防止のための電気柵設置に交付金が使えることから、中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる。
- ・第3期対策の際にも、交付金は農業用施設や電気柵の管理費に使えるなど、地域にとって良い事業なので、継続して取り組んでいこうという農家の意思がまとまった。

特徴的な取組

- ・鳥獣害防止対策として、電気柵を農地 2ha に設置している。
毎年、水田の農薬空中散布終了後に共同で電気柵を設置し、稲刈り前に撤去している。
- ・水路・農道等の維持管理のほか、農業用水としている久隆川を共同で清掃している。
- ・多面的機能の増進活動として、周辺林地の下草刈りを年 1 回約 0.5ha 行っている。
また、ヒマワリ、彼岸花、ハナショウブなど景観作物の作付けを約 1ha 行っている。
- ・この集落を中心として、東京都在住の漆芸家と協力関係を結び、地域の特産物であるウルシの生産に取り組んでいる。協定に隣接する遊休農地にウルシを植栽している。



○農業用水に利用する久隆川の共同清掃



○農薬空中散布後、共同で電気柵を設置



○遊休農地へウルシを植栽



○共同作業後の花見の様子

取組による成果、今後の課題等

- ・平成 24 年 3 月に新規就農者 1 名が就農し、集落で代掻きのやり方などを教えた。
- ・春の共同作業後の休憩には、農用地に隣接する桜の木の下で食材を持ち寄り、花見を行うなど、交流の機会が増えた。
- ・今後も、水路・農道等の破損箇所について、集落でできる部分は補修・改修を行う。

これまでの優良活動表彰事例

都市住民等との交流に取り組む事例

高萩市 ^{あきやまかみ} 秋山上・^{きたかた} 北方集落【平成 20 年度 最優秀賞】

- ・当集落は、田植・芋掘り等の親子農業体験や、地区の集会所での収穫祭などを開催し、地区内外の消費者との交流を図っている。
- ・担い手への農作業の委託では、市内農業法人に防除作業を委託し、将来に向けた持続的体制を維持しながら、集落の活性化を推進している。
- ・周辺林地の下草刈り、鳥類の餌場確保など、生態系保全に努めている。



親子農業体験，さつまいも植付

集落外との連携，高齢農家等への支援に取り組む事例

北茨城市 ^{こきたがや} 小木板谷集落【平成 21 年度 最優秀賞】

- ・当集落は、省力化のための無人ヘリコプターを使用した空中散布や土手焼きによる病害虫防除作業を共同で行っている。
- ・農業者間の作業委託を進めたことから、認定農業者が集落内に現れた。集落の高齢化が進行しているが、収穫や乾燥・調製作業を認定農業者に委託することで、稲作が継続されている。
- ・平成 21 年 4 月には、集落外の協力者が集まり、「農作業応援隊」が結成された。高齢者等の協定農用地を耕作するほか、草刈りなどの共同取組活動へ参加している。



法面に群生する彼岸花

高付加価値型農業と笠間ラインガルテンでの直売に取り組む事例

笠間市 ^{もとどなじわら} 本戸南指原集落【平成 21 年度 優秀賞】

- ・当集落は、高付加価値型の農産物として「常陸秋そば」を団地化して生産しており、隣接する笠間ラインガルテン農産物直売所で販売している。
- ・笠間ラインガルテンの滞在者に野菜の栽培指導をするほか、同施設で行われる「そば打ち会」や「新米試食会」へ農業者が参加するなどして、都市住民との交流促進を進めている。



団地化された「常陸秋そば」

自己施工により農業生産環境の整備に取り組む事例

ひらやま 日立市 平山集落【平成 20 年度 優秀賞】

- ・ 当集落は、水田の出入口をコンクリートで舗装して機械出入り時の安全性を確保し、生産環境の整備に努めている。
- ・ 刈払機を購入して共同で草刈りを実施している。
- ・ 景観作物として彼岸花やコスモス等を作付けし、地域住民の目を楽しませている。



水田入り口のコンクリート舗装

集落営農組織の育成に取り組む事例

やまぐち 桜川市 山口集落【平成 22 年度 優秀賞】

- ・ 当集落は、集落内に山口集落営農組合が組織化されており、水路・農道の管理や電気柵の設置が円滑に実施されている。
- ・ 山口集落営農組合と連携を取りながら、耕作困難な農地の受委託体制を整備している。
- ・ 景観作物の植え付けなども共同して実施している。



電気柵の設置

小区画・急傾斜での適切な農地保全と農業生産活動に取り組む事例

さくらまち 大子町 桜町集落【平成 22 年度 優秀賞】

- ・ 当集落は傾斜が 1/14 と厳しく、約 1.5ha に 20 筆の小区画な水田があり、耕作のしにくい環境にある。
- ・ 急傾斜で大きい農地法面・農道等の管理を実施することで、以前にも増してホタルの数が増加している。
- ・ イノシシ等の鳥獣害防止のための電気柵等の設置、無人ヘリコプターによる共同防除を実施している。



厳しい傾斜でも整備された農地

集団的かつ持続可能な支援体制の構築に取り組む事例

くらみ 城里町 倉見集落【平成 23 年度 優秀賞】

- ・ 当集落は、農業の継続が困難となった場合に共同で支え合う体制や、利用権の設定等について、集落協定に位置付け、適正な農地の保安全管理を行っている。
- ・ 数人単位の共同作業により周辺林地の下草刈りを行い、良好な農村環境の保全が図られている。また、山林火災やイノシシ対策にも役立っている。
- ・ 電気柵を設置しイノシシ対策に効果を上げている。



丁寧な周辺林地の下草刈り

中山間地域等直接支払制度の内容

制度全般について

中山間地域等直接支払制度とは、農業生産条件が不利な中山間地域等において、5年以上農業を続けることを約束した農業者の方々に対して、交付金を交付する制度です。

この制度は、農業生産条件に関する不利を補正することにより、耕作放棄地の発生を防止し、農業・農村の有する多面的機能の確保を図るため、平成12年度から開始されました。

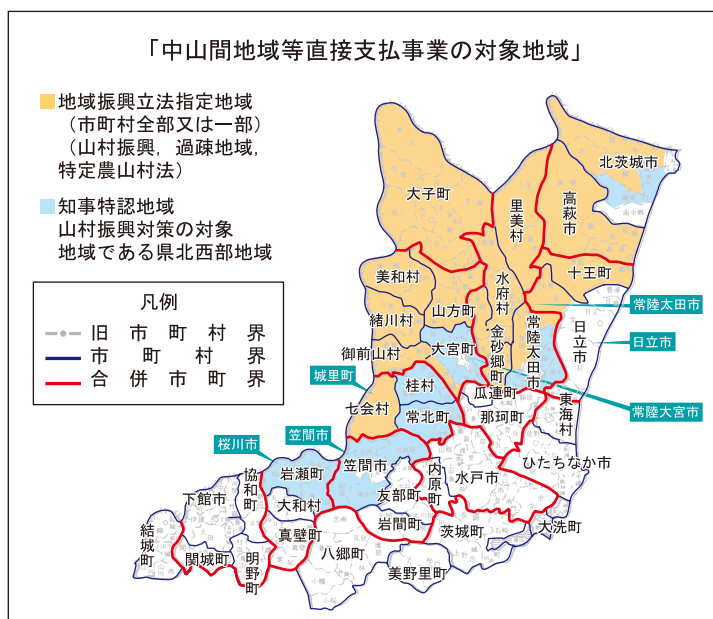
平成22年度から平成26年度までの第3期対策では、高齢化の進行にも十分配慮した、より取り組みやすい制度に見直され引き続き実施されています。

● 対象地域

茨城県では、対象地域は次のとおりです。

市町村名	特定農山村法，山村振興法，過疎法の指定地域	県知事の特認地域
北茨城市	㊤関本村，㊤華川村	㊤磯原町，㊤関南村
高萩市	全域	—
日立市	旧十王町，㊤中里村	—
常陸太田市	旧金砂郷町，旧水府村，旧里美村，㊤誉田村，㊤河内村	㊤磯初村，㊤世矢村，㊤西小沢村，㊤幸久村，㊤佐竹村，㊤佐都村
笠間市	—	㊤大池田村，㊤北山内村，㊤南山内村，㊤西山内村
常陸大宮市	旧御前山村，旧山方町，旧美和村，旧緒川村，旧大宮町（㊤大場村）	旧大宮町（㊤大賀村，㊤世喜村，㊤上野村，㊤静村，㊤塩田村，㊤玉川村）
桜川市	—	旧岩瀬町
城里町	旧七会村	旧常北町，旧桂村
大子町	全域	—

※（注）㊤市町村名は、昭和25年2月1日当時の市町村名



● 対象農用地及び交付金の通常単価

対象農用地は、農振農用地区内にある一団の農用地（※1）で、かつ下の図中の傾斜等の基準を満たす農用地です。

交付金の通常単価（次頁参照）は、下の図中に示した金額です。

（※1）一団の農用地とは、

1 ha 以上の団地、または

集落協定に基づく共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上のものです。

○急傾斜地

水田 傾斜 $1/20$

畑 傾斜 15°

10a 当たりの交付額	
田	21,000 円
畑	11,500 円
草地	10,500 円
採草放牧地	1,000 円

○緩傾斜地（市町村長が特に必要と認めるもの）

水田 傾斜 $1/100$

畑 傾斜 8°

10a 当たりの交付額	
田	8,000 円
畑	3,500 円
草地	3,000 円
採草放牧地	300 円

○小区画・不整形な田
○高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農地（市町村長が特に必要と認めるもの）

● 加算措置（10a 当たり加算額）

① 規模拡大加算 田 1,500 円, 畑 500 円	認定農業者等及び新規就農者が新たに利用権設定又は農作業受託を行った農用地について加算
② 土地利用調整加算 田 500 円, 畑 500 円	認定農業者等の担い手の利用権設定や農作業受託を行った農用地面積が協定農用地の 30% 以上
③ 小規模・高齢化集落支援加算 田 4,500 円, 畑 1,800 円	小規模・高齢化集落内の傾斜等の交付要件を満たす農用地を含めて協定を締結した場合に、当該農用地面積に応じて加算
④ 法人設立加算：特定農業法人 田 1,000 円, 畑 750 円, 草地・採草放牧地 750 円	特定農業法人を設立する場合に加算
④ 法人設立加算：農業生産法人 田 600 円, 畑 500 円, 草地・採草放牧地 500 円	協定農用地面積の 30% 以上又は 3ha 以上のうちいずれか多い方の面積以上の農用地を対象とする農業生産法人を設立する場合に加算

（注）①と②の重複はない

● 交付金の返還

協定農用地の耕作や維持管理が行われない等、協定の内容が適切に実施されなかった場合は、交付金の返還を求められる場合があります。

ただし、農業者の死亡や、高齢化等による身体機能の低下によって耕作ができなくなった等、不可抗力の場合は交付金の返還を求められません。

集落協定について

● 集落協定とは

集落協定は、対象農用地において、農業者等の間で締結します。集落の農業の将来像や保全すべき農用地・水路等について話し合い、取り組む活動、交付される交付金の使用方法等を取り決めます。市町村長の認定を受け、5年間以上農業生産活動を継続することが必要です。

～集落協定で取り決める内容～

- 協定の対象となる農用地
- 構成員の役割分担
 - ・農用地の管理者及び付託の方法
 - ・水路・農道の管理活動の内容と作業分担
 - ・経理担当者、代表者等
- 集落マスタープラン
 - ・集落の10～15年後を見据えた将来像
 - ・将来像を実現するための5年間の活動計画
- 協定で取り組む活動内容
- その他、交付金の使用方法など



● 交付対象者

集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等です。

● 交付単価

交付単価は、協定に基づく活動の内容に応じて異なります。

通常単価の8割

(必ず実施しなければならない事項)
以下の取組までを行う協定には
通常単価の8割の交付となります。

- ① 集落マスタープランの作成
- ② 農業生産活動等
 - 耕作放棄の発生防止活動
高齢農家の農用地の賃借権設定、
法面保護・改修等
 - 水路・農道等の管理活動
補修、泥上げ、草刈り等
- ③ 多面的機能を増進する活動
(次のうち1つ以上を選択)
 - 国土保全機能を高める取組
周辺林地の管理等
 - 保健休養機能を高める取組
景観形成作物の作付け、
市民農園・体験農園の設置等
 - 自然生態系の保全に資する取組
魚類・昆虫類の保護等

通常単価(10割)

左欄に加え、以下の取組を行う協定には
通常単価(10割)の交付となります。

- ① 農用地等の保全マップの作成・実践
- ② 農業生産活動の継続に向けた活動
(次のA～Cの要件から1つ以上を選択)

A 要件 (2つ以上を選択)	<ul style="list-style-type: none"> ・協定農用地の拡大 ・機械・農作業の共同化 ・高付加価値型農業の実践 ・地場産農作物等の加工・販売 ・農業生産条件の強化 ・新規就農者の確保 ・認定農業者の育成 ・多様な担い手の確保 ・担い手への農地集積 ・担い手への農作業の委託
B 要件	(1つ以上を選択) <ul style="list-style-type: none"> ・集落を基礎とした営農組織の育成 ・担い手への農用地の集積化
C 要件	<ul style="list-style-type: none"> ・集団的かつ持続可能な体制整備 (高齢農家でも安心して参加できる 共同で支え合う仕組みの構築)

個別協定について

● 個別協定とは

① 利用権の設定等又は受委託契約の締結

個別協定は、傾斜等の基準を満たす農用地において、認定農業者等が農用地の権原を有する者との間で利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業（※1）の受委託（田3種類以上、畑2種類以上、草地1種類以上）について締結します。

市町村長の認定を受け、5年間以上農業生産活動を継続することが必要です。

～個別協定で取り決める内容～

- 協定の対象となる農用地
- 設定権利等の種類
- 設定権利者、委託者名（出し手）
- 設定権利等の契約年月日、契約期間
- 交付金の使用方法
- 加算措置適用のために取り組むべき事項

（※1）基幹的農作業とは

田畑の場合	草地の場合
耕起	耕起
代かき又は整地	播種
田植え又は播種	収穫
整枝・剪定	乾燥・調製
病害虫防除	
収穫	
乾燥・調製	

② 自作地を含めて交付対象とする場合（傾斜等の基準を満たすことが必要）

次の条件を満たす場合は、認定農業者等の自作地も協定の対象とすることができます。

①の利用権の設定又は受委託契約の締結に加えて、

一団の農用地すべてを耕作している者
又は
3ha以上の経営の規模を有している者

が

農業生産活動等として取り組む事項（※2）
又は
農用地の利用権の設定等として取り組む事項（※3）

を協定に規定する場合

（※2）農業生産活動等として取り組む事項とは、

耕作放棄地の防止活動、水路・農道等の管理活動、多面的機能を増進する活動です。

（※3）農用地の利用権の設定等として取り組む事項とは、

平成26年度までに利用権の設定又は基幹的農作業の受託面積が一定割合（協定認定時面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方）以上増加することです。

● 交付対象者

個別協定締結に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う認定農業者、これに準じる者として市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等です。

● 交付単価

交付単価は、協定に基づく活動の内容に応じて異なります。

通常単価の8割

<自作地を含めている協定>

- ・平成26年度までに利用権の設定又は基幹的農作業の受託面積が一定割合（協定認定時面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方）以上増加しない場合は8割単価となります。

通常単価（10割）

<利用権設定・受託農用地のみの協定>

- ・すべて10割単価です。

<自作地を含めている協定>

- ・平成26年度までに利用権の設定又は基幹的農作業の受託面積が一定割合以上増加することが必要です。

中山間地域等直接支払交付金

【28,463(25,917)百万円】

対策のポイント

高齢化により耕作放棄地の増加等が懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するため、直接支払いを実施します。

<背景/課題>

- ・中山間地域等直接支払制度については、高齢化に配慮した、より取り組みやすい制度として見直した上で、第3期対策（平成22年度～平成26年度）として実施しているところです。
- ・平成23年度においては、約68万ha（対象農用地の約8割）の農用地で本制度に取り組んでいるところですが、中山間地域等の農業・農村の多面的機能を維持し、耕作放棄や集落機能の低下を防止するには、更に多くの集落等が本制度を活用し、継続的な農業生産活動に取り組んでいただく必要があります。

政策目標

耕作放棄地の発生を防止し、中山間地域等の農用地7.7万haの減少を防止（平成22年度～26年度）

<主な内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 28,090(25,544)百万円
中山間地域等において、地目や傾斜等の条件に応じた単価の交付金を、協定に基づき農業生産活動を継続して行う農業者等に農用地面積に応じて交付します。
また、本制度の実施集落が、未実施集落等と連携して当該地域の活性化を担う人材の確保等に向けた取組を行う場合に、交付額を加算します。
〔 補助率：定額（田（急傾斜）：21,000円/10a、畑（急傾斜）：11,500円/10a 等）
事業実施主体：地方公共団体 〕
2. 中山間地域等直接支払推進交付金 373(373)百万円
都道府県及び市町村が行う直接支払いの適正かつ円滑な実施を確保します。
〔 補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体 〕

[お問い合わせ先：農村振興局中山間地域振興課（03-3501-8359（直））]

平成 23 年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況について

平成 23 年度は 9 市町で 121 協定、約 651ha の農用地を対象に約 60,121 千円の交付金が交付され、耕作放棄の防止、多面的機能の増進等の活動が行われました。

平成 23 年度 交付実績

市町村別協定数、交付面積及び交付金額

(単位：件数, ha, 千円)

市町村名	協定数			交付面積			交付金額		
	集落協定	個別協定		集落協定	個別協定		集落協定	個別協定	
合計	121	120	1	651	596	55	60,121	59,572	550
日立市	4	4	-	9	9	-	1,244	1,244	-
常陸太田市	40	39	1	223	168	55	22,137	21,588	550
高萩市	10	10	-	154	154	-	12,632	12,632	-
北茨城市	2	2	-	20	20	-	2,284	2,284	-
笠間市	2	2	-	21	21	-	1,644	1,644	-
常陸大宮市	39	39	-	130	130	-	9,719	9,719	-
桜川市	5	5	-	45	45	-	3,472	3,472	-
城里町	5	5	-	24	24	-	1,911	1,911	-
太子町	14	14	-	24	24	-	5,078	5,078	-

※ 面積等は単位未満を四捨五入したので、計とその内訳の積算値は必ずしも一致しない。

交付面積の内訳

(単位：ha)

合計	田				畑			採草放牧地
	急傾斜	緩傾斜	小区画		急傾斜	緩傾斜		
651	577	125	432	20	19	5	14	55

集落協定の活動内容 (単位：件数)

農業生産活動として取り組むべき事項

水路の管理	120
農道の管理	120
農地の法面管理	103
賃借権設定・農作業委託	35
柵、ネット等の設置	26
簡易な基盤整備	5
耕作放棄地の保全管理	1
その他	15

多面的機能を増進する活動

国土保全機能	周辺林地の下草刈り	77
	土壌流亡に配慮した営農	2
保健休養機能	景観作物の作付	57
自然生態系の保全	魚類・昆虫類の保護	1
	鳥類の餌場の確保	1
	堆きゆう肥の施肥	1
その他活動		19

農業生産の継続に向けた活動

A要件	機械・農作業の共同化	18
	新規就農者の確保	13
	認定農業者の育成	5
	担い手への農作業の委託	4
	協定農用地の拡大	3
	高付加価値型農業の実践	2
	担い手への農地集積	1
C要件	集団的かつ持続的な体制整備	69

中山間地域等直接支払交付金制度の活用については、
最寄りの市町村にご相談ください。

市町村名	担当課	電話番号
日立市	農林水産課	TEL (0294) 22 - 3111
常陸太田市	農政課	TEL (0294) 72 - 3111
高萩市	農林課	TEL (0293) 23 - 2111
北茨城市	農林水産課	TEL (0293) 43 - 1111
笠間市	農政課	TEL (0296) 77 - 1101
常陸大宮市	農林課	TEL (0295) 52 - 1111
桜川市	農林課	TEL (0296) 55 - 1111
城里町	産業振興課	TEL (029) 288 - 3111
大子町	農林課	TEL (0295) 72 - 1111

交付金の手続

交付金を受けるには、市町村長に協定の認定を受けてください。



交付金は、市町村から集落協定代表者に交付します。

※個別協定は認定農業者等に交付します。

交付金の使用方法

集落協定	個別協定
協定参加者の合意により用途を決定します。 個人に支払うだけでなく、 共同取組活動を通して水路・農道等の維持管理費、 景観作物の種苗代、農業機械購入の積立などに使用できます。	認定農業者等が 使用します。

茨城県農林水産部農地局農村環境課

〒310 - 8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

TEL (029) 301 - 4264

FAX (029) 301 - 4269

E - mail nokan4@pref.ibaraki.lg.jp

平成 25 年 1 月作成